

# 舗装復旧工事設計業務仕様書

堺市上下水道局下水道部

舗装復旧工事設計業務仕様書

目 次

第 1 章 総 則

(通則) . . . . .	1
(適用) . . . . .	1
(着手前提出書類等) . . . . .	1
(業務実績データの作成・登録) . . . . .	1
(費用の負担) . . . . .	1-2
(中立性の保持) . . . . .	2
(法令等の遵守) . . . . .	2
(成果品) . . . . .	2

第 2 章 安全管理

(関係法規等) . . . . .	2
(緊急時の措置) . . . . .	2-3

第 3 章 業 務

(通則) . . . . .	3
(設計範囲) . . . . .	3
(現場立会) . . . . .	3
(現地調査) . . . . .	3
(数量計算) . . . . .	4
(舗装復旧設計図面作成) . . . . .	4
(申請用図面等) . . . . .	4

第 4 章 雑 則

(その他) . . . . .	4-5
-----------------	-----

## 第 1 章 総 則

### (通則)

- 第 1 条 本委託業務(以下「本業務」という。)は、すべて契約図書に基づき堺市下水道部(以下「部」という。)の指定した監督員(以下「監督員」という。)の指示に忠実に従い、誠意を持って迅速に設計業務に従事すること。
- 2 本委託業務の対象区域は広範囲であるので、円滑に業務を行うこと。
  - 3 本委託業務期間中に対象区域内の舗装工事を発注することがあるので、監督員と十分な協議を行い、指示に従うこと。
  - 4 本業務期間中は、常に監督員との連絡を密に行い、業務を円滑に進めること。

### (適用)

- 第 2 条 本仕様書は、部が施工した下水道管工事路線の舗装道路及び道路附帯小構造物を、原形に復旧するために必要な舗装復旧設計業務(図面・数量計算書等含む)に適用する。また、舗装及び小構造物を設計するための測量も本業務に適用する。

### (着手前提出書類等)

- 第 3 条 本業務の受託者(以下「受託者」という。)は着手前、以下に掲げる書類等を提出し、監督員の承諾を受けた後に作業にかかるものとする。

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 着手届     | 2 部 |
| (2) 技術者届    | 2 部 |
| (3) 経歴書     | 2 部 |
| (4) 工程表     | 2 部 |
| (5) 下請負人通知書 | 2 部 |
| (6) 業務計画書   | 2 部 |

### (業務実績データの作成・登録)

- 第 4 条 受託者は、契約時及び完了時において委託金額が 1 0 0 万円以上の建設コンサルタント業務、地質調査業務、測量業務及び補償コンサルタント業務については、テクリス(測量調査設計業務実績情報システム)に基づき、実績登録用データを作成し、監督員の確認を受けた後に、財団法人日本建設情報総合センター(J A C I C)に登録しなければならない。登録後は「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出しなければならない。

また、設計変更時(工期変更、委託金額変更)及び技術者の変更時には、同様の変更登録をしなければならない。

なお、いずれの場合も、登録事由発生時から 1 0 日以内に登録しなければならない。

### (費用の負担)

- 第 5 条 契約図書に明示されていないときであっても、業務遂行上当然必要と認められる事項については、受託者の負担において処理しなければならない。
- 2 業務施行中における天災地変又は、盗難等による損害は、受託者の負担である。

- 3 受託者は、本業務の施行に際し、第三者に被害を与えた時、又は、事故が発生した場合は、誠意をもって交渉し、その賠償の責任をとらなければならない。
- 4 本業務の施行が不完全なためによる損害は、すべて受託者の負担とする。

#### (中立性の保持)

- 第6条 受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。
- 2 受託者は、本業務の処理上知り得た秘密は、第三者にもらしてはならない。

#### (法令等の遵守)

- 第7条 受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

#### (成果品)

- 第8条 業務完了後速やかに以下に掲げる書類等（1工区当たり）を監督員に提出すること。

- |                                  |                            |
|----------------------------------|----------------------------|
| (1) 数量計算書（製本）                    | 2部                         |
| (2) 設計図製本（原寸：居住者名有）              | 2部                         |
| (3) 設計原図（トレペ：居住者名有）              | 2部                         |
| (4) 設計図書電子データ（設計図・数量計算書）         | 2部                         |
| (5) 写真帳                          | 2部（府道国道等は3部）               |
| (6) 交通安全対策図等占用図書 <sup>※</sup>    | 4部（私道及び市道部）<br>6部（府道及び国道部） |
| (7) その他、参考とした資料（見積書）等、監督員が指示したもの |                            |

※必要に応じて作成

- 2 他部と本復旧負担按分をする箇所については、当該路線図面、数量等を提出すること。その他、原図を納入する際の筒や製本をする際の背表紙など、成果品については、監督員の指示に従うこと。
- 3 製本および原図のサイズ及び電子データの形式については、監督員と協議し、その指示に従うこと。
- 4 写真管理  
写真撮影には、看板に工事名、工種、施工箇所（測点）、工事内容、施工業者名、撮影年月日（平成〇年〇月〇日）を記入し、判別しやすく見やすい位置で撮影すること。

## 第 2 章 安全管理

#### (関係法規等)

- 第9条 受託者は、外業に際して、道路交通法に基づく諸法規を守り、交通及び保安上万全の注意を払わなければならない。
- 2 通行人等に親切丁寧に対応し、通行を妨げる、家屋・店舗の出入り口をふさぐ等、通行に支障がないよう十分注意すること。

#### (緊急時の措置)

第10条 受託者は、災害発生時あるいは災害発生のおそれが生じたときは、臨機の措置を施し、速やかに関係者に連絡し、指示を受けること。

### 第 3 章 業 務

#### (通則)

第11条 受託者は、現行の実施工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した実施工程表を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

2 実施工程表について監督員が特に指示した場合には、さらに細部の実施工程表を提出し、監督員の指示を得なければならない。

#### (設計範囲)

第12条 本業務における設計範囲は、原則として本市発注の下水道工事の実掘削部分及びその影響部分とする。

なお、設計範囲の起終点は、監督員が指示する。

#### (現場立会)

第13条 受託者は、舗装復旧範囲を決定するためにおこなわれる道路管理者等との現場立会に同行して、監督員の指示する舗装復旧範囲・舗装厚・舗装構造等がわかるように明示し、記録しなければならない。

#### (現地調査)

第14条 受託者は、設計に先立ち、現地の調査を詳細に行うこと。

2 舗装復旧面積・付帯工等の算出にあたっては、現地で形状、延長等を実測し、その範囲がわかるようにピンやスプレー等で明示しておくこと。また、監督員の指示により境界杭等の写真撮影をすること。

3 道路管理者との現場立会后、切削工・街渠管工等の施工がある場合、監督員が必要と判断すれば、縦横断測量を行うこと。

4 現地調査の結果、疑義を生じたときは、積極的に調査を行わなければならない。また調査の不十分等が原因して設計書・図面等変更の必要が生じた場合は、監督員の指示により、再調査、再設計を行わなければならない。

5 現地調査に際しては、道路交通法に基づく諸法規を守り、交通及び保安上万全の注意を払わなければならない。

6 現地調査にあたり、着手前の状況写真をとること。又、50m間隔に写真撮影し路線部毎に整理し、撮影すること。

7 受託者は、付近居住者と交渉を必要とするとき、また、交渉を受けたときは、誠意を以って解決を計り、解決後は遅滞なく報告しなければならない。

8 公共基準点が舗装復旧工事の設計範囲内に存在することが判明した場合は、監督員が指定する方法で引照点を取り、測量結果を成果品として別途提出すること(2部)。なお、成果品の様式についても監督員の指示を仰ぐこと。

### (数量計算)

- 第15条 図面作成に関する数量の計算を行うときは、算式における計算結果の小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位止めすること。
- 2 路盤掘削の土量計算は、平均断面積と延長の積又は舗装面積と平均深さの積あるいは両者の組み合わせ等で計算すること。また、その計算方法が適当でないときは、監督員と協議を行うこと。
  - 3 数量計算の資料作成については、表計算ソフト（Microsoft Excel）を使用し、成果品についても同ソフトで作成したものを提出すること。
  - 4 監督員より指示のあった路線については、補助事業・単独事業別に数量を分けて算出すること。

### (舗装復旧設計図面作成)

- 第16条 舗装復旧設計図面の作成は、復旧工種、復旧面積、その他必要事項の一切を図面に明確に記入すること。
- 2 現地調査の際に簡単な高低測量を行い、標準断面図を平面図に記入すること。
  - 3 測量平面図（縮尺1/250）は、トレペ仕上げとする。平面図は、家屋名（住居者名等）、町名等を補足記入したものと補足記入しないものの2種類を作成すること。
  - 4 平面図に復旧工種別（舗装取壊し工、舗装版切断工、境界石関係、街渠管、雨水樹、区画線等の必要事項一切）に面積計算及び数量計算を明示し、最終的に集計表にまとめること。
  - 5 平面図において距離は小数点以下第2位（m単位）まで、記入すること。
  - 6 設計図面の様式は、監督員の指示に従うこと。
  - 7 地形図は縮尺1/500程度の原図をスキャニングしたデータもしくは第二原図にコピーしたものを貸与するが、その際にかかる費用は受託者が負担するものとする。なお原図の貸出しはできない。また地形図が現況と違う場合は、受託者が修正するものとする。その際の費用は受託者が負担するものとする。

### (申請用図面等)

- 第17条 発注者より道路使用許可申請書用（警察提出用）及び、道路本復旧工事願（道路管理者提出用）の作成を依頼された場合は申請書を作成すること。
- 又上記に伴い、工事用平面図・交通安全対策図を必要部数着色し作成すること。
- 2 交通安全対策図の作成にあたっては、あらかじめ図面の大きさ、縮尺、配置等について、監督員と協議し、その指示により行うこと。

## 第 4 章 雑 則

### (その他)

- 第18条 本業務に関する設計書・構造形式・アイデア等の所有権は、全て本市に所属するものとする。
- 2 道路明示が必要なときは申請及び立会を行い、監督員に報告書を提出すること。
  - 3 地元の行事等で急を要するときは、監督員の指示に従い本業務に従事すること。

- 4 本業務完了後において、調査の不十分等が発見されたときは、監督員の指示により、再調査、再設計を行わなければならない。
- 5 その他事項については、監督員と十分な協議を行い指示に従うこと。
- 6 検査において、訂正を指示された箇所はただちに訂正しなければならない。